

大阪府福祉医療費助成制度変更に伴う、実施市町村への配慮を求める意見書

大阪府では福祉医療費助成制度に関する研究会の報告書に基づき、福祉医療費助成制度の再構築が本年2月の府議会に提案された。審議において活発な議論が行われた後、議決に際し、①1医療機関当たりの月額自己負担上限額3,000円と定めることについて調整に努めること、②自動償還の仕組みについて必要な措置を講じること、③上記2点に全力で取り組むこと、との附帯決議がつき、裁決されたところである。

実施自治体の事務としては、福祉医療費助成制度については、対象者が複数の医療機関に受診し、1カ月に医療機関の窓口で支払った金額の合計が月額上限額3,000円を超えた場合には、市町村の窓口に申請することにより、超過額が償還されることと、障害者医療・老人医療の一部自己負担金については、1医療機関当たり月2日限度を撤廃し、院外調剤への自己負担が導入されること等、市町村での償還払いの事務量は大幅に増加することは明らかである。

さらに、各自治体では制度変更や、自動償還払いに対応するためのシステム改修が必要であるが、補助額が2分の1、上限額が500万円と少額であることに加え、支出行為が本年度内であることにより、自治体の負担が非常に大きくなっている。

よって、本市議会は、大阪府に対し、福祉医療費助成制度再構築を実施するに当たり、以下について、強く要望する。

記

1. 1医療機関の月額自己負担上限額と定めることについて、医師会を初め、各医療機関との協議、調整、依頼を徹底されること。
2. 府制度の再構築に伴うシステム改修であることを鑑みて、補助期間の延期及び府の全面的な財政負担を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月27日

大 阪 府 茨 木 市 議 会